

新型コロナウイルス感染症の国保事業への影響について

1) 新型コロナに関連した対策（支援）について

① 国保税の納税の猶予制度

【内容】

- ・新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、市税の納付を猶予することができます。
- ・担保の提供は不要です。猶予期間中の延滞金もかかりません。

【対象となる方】

- ・新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している方
- ・一時に納税を行うことが困難である方

② 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金

【内容】

- ・国民健康保険被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）、傷病手当金を支給します。

【対象となる方】

- ・国民健康保険に加入している被用者（給与等の支払いを受けている方）のうち、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができなかった方

③ 新型コロナウイルス感染症に伴う国保税の減免

【内容】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が失業又は収入が減少した世帯等に対して、国民健康保険税の減免を実施します。

【対象となる方】

- ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が亡くなられた、又は重篤な傷病を負った世帯
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」）の減少が見込まれ、次の要件全てに該当する世帯
 - i 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
 - ii 主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
 - iii 主たる生計維持者の、減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

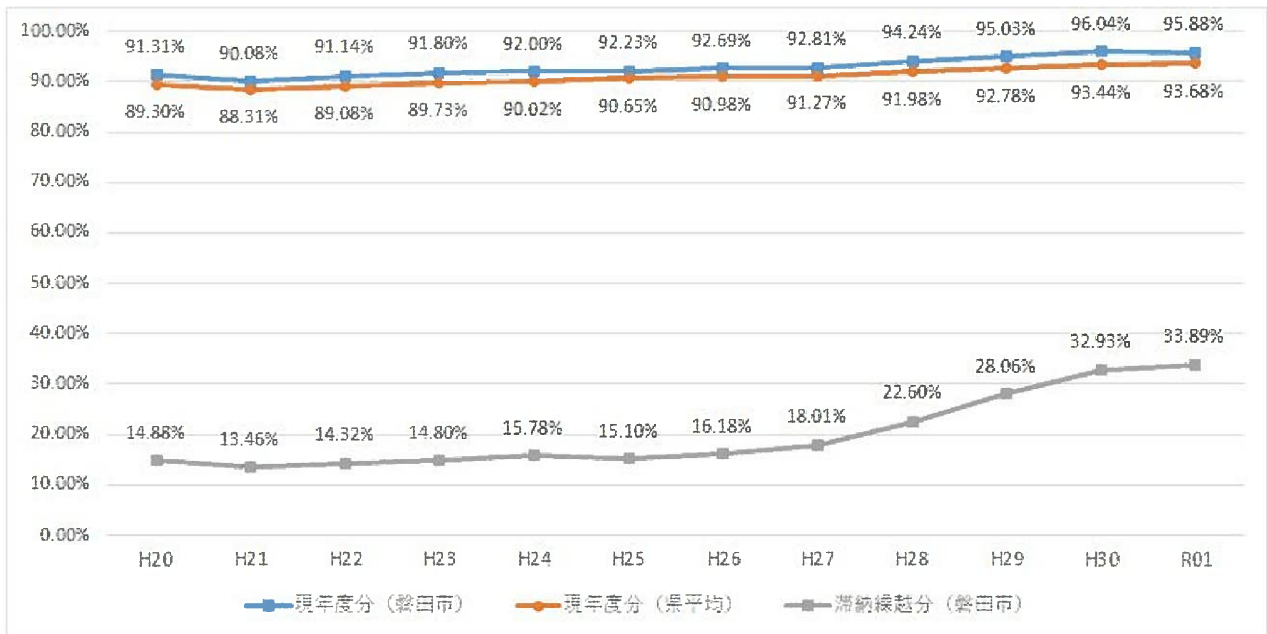
2) 国保税の減収見込みについて

① 令和2年度本算定における調定額

	R01	R02	増減
医療分	2,366,150,800円	2,314,149,900円	-52,000,900円
後期分	722,819,100円	704,411,100円	-18,408,000円
介護分	181,941,200円	173,316,700円	-8,624,500円
計	3,270,911,100円	3,191,877,700円	-79,033,400円
1人あたり	85,637円	85,865円	228円

被保険者数の減少により前年度比約7,900万円の減少となりましたが、被保険者1人あたりの調定額は微増となりました。

② 収納率の見込み



リーマンショックの影響を受けた平成21年度は、収納率が前年度比1.23ポイント悪化しました。国保税の徴収猶予の特例の影響も考慮しますと、令和2年度の収納率は一定程度落ち込むことが想定されます。

③ 国保税調定額の見込み



リーマンショックの影響等により、被保険者の平成21年中の所得が悪化したため平成22年度の1人あたり保険税調定額は前年度比8.0%減少しました。令和3年度の調定額総額・1人あたり調定額も減少することが想定されます。